## 自家用電気工作物保安管理等に係る業務区分

- 1. 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、乙が選任する電気主任技術者の意見を尊重することとする。
- 2. 甲および乙が自家用電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合は、乙が選任する電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うこと。
- 3. 乙は選任する電気主任技術者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わせること。
- 4. 保安に関する業務区分

自家用電気工作物保安管理にかかる業務範囲の区分は以下の通りとする。

- (1) 甲の業務範囲
  - ①保安規程の策定
  - ②工事計画届出、使用前安全管理検査対応
  - ③報告徴収の対応
  - ④立入検査対応
  - ⑤事故報告
  - ⑥公害防止に関する届出
  - ⑦大規模改修の伴う、技術基準に適合するよう維持する工事等
  - ⑧上記のほか、ここに記載されていない電気工作物に係る業務
- (2) 乙の業務範囲
  - ①保安規程の届出
  - ②電気主任技術者の選任及び外部委託関係
  - ③報告徴収の対応
  - ④立入検査の対応
  - ⑤事故報告
  - ⑥みなし設置者の責任範囲内における日常管理および小修繕等による技術基準に適合するための維持管理業務等